

今治拳友会 会員異動（休会・復帰・退会）規程

第1条（目的）

本規程は、会員の休会、復帰及び退会に関する手続き及び取扱いを一体的に定め、円滑な運営及びトラブル防止を図ることを目的とする。

第2条（定義）

本規程において、各用語の定義は次のとおりとする。

- 1 休会 会員資格を維持したまま一定期間活動を休止すること
- 2 復帰 休会状態から通常活動に戻ることに
- 3 退会 会員資格を終了すること

第1章 休会

第3条（休会の申請）

- 1 会員は、やむを得ない事情により活動を休止する場合、事前に本会へ申請し、承認を受けるものとする。
- 2 申請にあたっては、休会期間及び復帰予定時期を届け出るものとする。

第4条（届出方法）

- 1 本規程に基づく休会、復帰及び退会の届出は、次のいずれかの方法により行うものとする。
 - (1) 書面（所定様式）
 - (2) 電子メール
 - (3) 通信アプリ（LINE等）
- 2 前項の届出は、本会が内容を確認できる状態で送信された時点をもって有効とする。
- 3 本会は、必要に応じて内容の確認又は補足資料の提出を求めることができる。

第5条（休会期間）

- 1 休会期間は、原則として1か月以上6か月以内とする。
- 2 やむを得ない事情がある場合は、延長を認めることができる。

第6条（休会中の取扱い）

- 1 休会中は会員登録を維持する。
- 2 会費は、別に定める会費規程による。

3 本会の行事参加及び大会出場は、原則として認めない。

第7条（みなし休会）

無断で長期間活動が確認できない場合は、本会の判断により休会とみなすことがある。

第2章 復帰

第8条（復帰手続き）

- 1 休会期間満了時、会員は速やかに復帰又は延長の意思を届け出るものとする。
- 2 復帰にあたり特段の手続きは要しないが、本会への連絡をもって復帰とする。

第9条（復帰時の取扱い）

- 1 復帰後は通常の会員として扱う。
- 2 会費は復帰月より通常どおり発生する。

第3章 退会

第10条（退会の届出）

- 1 会員が退会を希望する場合は、事前に本会へ届け出るものとする。
- 2 退会日は、原則として届出のあった月の末日とする。

第11条（退会時の取扱い）

- 1 既納の会費は、原則として返還しない。
- 2 未納の会費がある場合は、これを納入しなければならない。

第12条（みなし退会）

次の各号に該当する場合は、退会とみなすことがある。

- 1 長期間連絡が取れない場合
- 2 会費の未納が継続し、改善が見られない場合

第4章 附則

第13条（委任）

本規程に定めのない事項は、本会が別に定める。

附則

本規程は、令和8年4月1日から施行する。